

経口中絶薬の承認審査及び運用検討に当たって慎重な対応を求める意見書

令和3年12月、英国の製薬会社は自社製造の経口中絶薬について、日本国内初の使用を認めるよう承認申請した。本年1月、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会が薬事承認を了承したが、社会的関心が高く、より慎重な審議が必要だとして、3月に同審議会薬事分科会で再審議する見通しである。

経口中絶薬については、世界保健機関がその安全性を認め、広く使用されるべき薬として必須医薬品に指定しており、海外では80以上の国と地域で承認されている。

今回申請された経口中絶薬は、種類の異なるものを妊娠9週までに2回服用するものである。1剤目は妊娠を中断する薬で、胎芽は栄養を絶たれ餓死に至る。2日間の間隔を置いた後の2剤目は、子宮を収縮させ子宮内容物を体外に排せつさせるもので、人工的に流産させる薬である。

副作用として、子宮の収縮に伴い出産同様の腹痛、また大量異常出血や細菌感染を引き起こすおそれがあることも明らかになっており、女性の心身にとって決して安全な中絶方法とは言えない。また、経口中絶薬の承認により、薬で簡単に中絶ができるという捉え方をされる懸念もある。

一方、経口中絶薬の承認によって、女性が自分の健康を守る上での選択肢が広がり、自己決定権の尊重につながるという声も上がっている。

よって、国におかれては、再審議に当たっては、国民の幅広い議論を喚起し意見を十分聞くとともに、運用検討に当たっては、望まぬ妊娠に悩む女性への支援体制のさらなる強化などを進めるほか、女性の健康を守るために、経口中絶薬は母体保護法指定医の下で服用することとするなど、慎重な対応を行うよう、強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月22日

石川県金沢市議会議長 宮崎 雅人

知的障害者・知的障害行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障害者は身体障害者福祉法で定義され、精神障害者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されている。ところが、知的障害者に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害あるいは知的障害者の定義は規定されていない。

また、身体障害者、精神障害者、知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は法律に基づき交付・運営されているが、知的障害者の療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め交付・運営されている。

知的障害については自治体により障害の程度区分に差があり、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。また、自閉症の人への手帳交付は、自治体によって対応が異なっており、精神障害者保健福祉手帳を交付するところ、療育手帳を交付するところ、その両方を交付するところ等、対応は様々である。

よって、国におかれては、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政や手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月22日

石川県金沢市議会議長 宮崎 雅人

認知症の人も家族も安心して暮らせる社会の構築を求める意見書

日本における65歳以上の認知症の人の数は2020年の推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い今後も増加が見込まれており、将来を見据えた備えの拡充が求められている。

今日、介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験が蓄積されるとともに、認知症を進行させる要因の解明などについて、大きな進展が見られる。地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人たちの正しい知識と理解の下、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって、国におかれては、認知症の人も家族も安心して暮らせる社会の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について積極的に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 当事者や家族との連携を重視し、認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 2 低所得者も含めた希望者が認知症グループホームに入所しやすい仕組みなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 3 国と地域が一体となって総合的かつ計画的に認知症に対する施策を推進するための基本法を制定すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月22日

石川県金沢市議会議長 宮崎 雅人